

100.02

特例法令における用語の定義

1. 電子情報処理組織

特例法にいう「電子情報処理組織」とは、特許庁の使用に係る電子計算機（入出力装置等の周辺機器を含む。）と出願人等（手続をする者又はその者の代理人）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう（特例法2条1項）。

2. 特許等関係法令

特例法にいう「特許等関係法令」とは、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、国際出願法若しくは特例法又はこれらの法律に基づく命令（政令、省令）をいう（特例法2条2項）。

3. 特許料等

特例法第14条第1項にいう「特許料等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 特許法第107条第1項の特許料
- (2) 特許法第112条第2項の割増特許料
- (3) 実用新案法第31条第1項の登録料
- (4) 実用新案法第33条第2項の割増登録料
- (5) 意匠法第42条第1項の登録料
- (6) 意匠法第44条第2項の割増登録料
- (7) 商標法第40条第1項又は第2項の登録料
- (8) 商標法第41条の2第1項又は第7項の登録料
- (9) 商標法第43条第1項から第3項までの割増登録料
- (10) 商標法第65条の7第1項又は第2項の登録料

4. 電子署名

「電子署名」とは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう（特例法規13条）。

5. 電子証明書

「電子証明書」とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び特許庁長官が告示で定める電子証明書をいう（特例法規13条）。

（新規平成29・4）